

議案第 1 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、全国町村会に職員を派遣することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大口町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(5) 全国町村会

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 全国町村会</u></p> <p>2 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>